

半田市立図書館資料弁償要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市立図書館条例（昭和59年半田市条例第12号）第8条に規定する損害賠償のうち、図書館の資料を紛失、破損又は汚損したときの弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(弁償者)

第2条 弁償者は、図書館資料を亡失又は他の利用者へ提供することが不可能なほど資料的価値を喪失させた次の各号に掲げる者とする。

- (1) 貸出処理を行っている場合は、当該資料を借り受けている登録者
- (2) 貸出処理を行っていない場合は、当該資料の価値を著しく喪失させた者
- (3) 前2号に該当する者が弁償困難な場合においては、その関係者

(弁償方法)

第3条 弁償方法は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) 現品又は相当の代価での弁償とする。ただし、映像資料（DVD、ビデオテープ等）については、著作権者への補償金を含めた相当額を現金で弁償するものとする。
- (2) 発行から相当年数を過ぎた資料の場合は、別表第1に定める基準による倍数を本体価格に乗じたものとする。ただし、算定して得た額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。
- (3) 寄贈された資料等で価格が不明な資料は、別表第2の換算表により算定した額とする。
- (4) 相互貸借資料のうち、半田市立図書館が借用した資料にあつては、当該借用先の図書館の指定する方法により弁償者が弁償を行う。

(弁償の免除)

第4条 館長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

- (1) 火災により資料を焼失し、消防署から罹災証明が発行された場合
- (2) 自然災害により資料を紛失・破損・汚損し、市区町村の罹災証明が発行された場合
- (3) 修復可能な場合

(4) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合

(5) その他館長が認めた場合

2 弁償対象者が前項第1号及び第2号により弁償免除を受ける場合は、「図書館資料弁償免除申請書」(様式第1)を提出し、館長の承認を得なければならない。

(弁償の期日)

第5条 弁償対象者は、半田市立図書館条例施行規則(令和3年半田市教育委員会規則第2号)第23条第2項に規定する図書館資料亡失等届出日から起算して15日以内に弁償しなければならない。ただし、弁償することに相当な期間を要すると図書館が判断した場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

図書館資料弁償免除申請書

年 月 日

半田市立図書館長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

以下の理由により、貴館所蔵資料の弁償の免除を受けたいので申請します。

1 該当理由

- (1) 火災により資料を焼失し、消防署から罹災証明が発行されている
- (2) 自然災害により資料を紛失・破損・汚損し、市区町村の罹災証明が発行されている

2 添付資料

- (1) 火災に伴う消防署の罹災証明（コピーでも可）
- (2) 自然災害による罹災証明（コピーでも可）

注意事項：この申請書とともに「紛失・破損・汚損届票」も提出のこと

別表第1（第3条関係）

資料の発行年（西暦）	倍数
昭和25年（1950）から昭和26年（1951）まで	7倍
昭和27年（1952）から昭和31年（1956）まで	6倍
昭和32年（1957）から昭和34年（1959）まで	5倍
昭和35年（1960）から昭和36年（1961）まで	4倍
昭和37年（1962）から昭和39年（1964）まで	3倍
昭和40年（1965）から昭和47年（1972）まで	2倍

別表第2（第3条関係）

寄贈等に係る換算表

図書の判型	金額
A 6判（105×148mm）以下のもの	1ページあたり4円
B 6判（128×182mm） A 5判（148×210mm） B 5判（182×257mm）	1ページあたり8円
A 4判（210×297mm）以上のもの	1ページあたり12円
児童書	一律1ページあたり7円